

川西市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

川西市長 越田 謙治郎

川西市条例第 32 号

川西市監査委員条例の一部を改正する条例

川西市監査委員条例（昭和 31 年川西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 3 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 28 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 23 年川西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表議員の中から選任された監査委員の項を削る。